特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
28	特別児童扶養手当等支給事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、特別児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都世田谷区長

公表日

令和5年12月18日

I 関連情報

関連情報				
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称	特別児童扶養手当等支給事務			
②事務の概要	・精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。世田谷区が申請書類等を受付し、支給認定等を行う東京都に送達する。 ・特定個人情報ファイルは、申請書類の添付資料として、所得情報、公的年金の受給状況、住民基本台			
③システムの名称	保健福祉総合情報システム			
2. 特定個人情報ファイル	名			
特別児童扶養手当ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46の項			
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携			
①実施の有無	く選択肢> [実施する] 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の16、26、30、56の2、57、66、87、106、116の項			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	世田谷総合支所子ども家庭支援課 北沢総合支所子ども家庭支援課 玉川総合支所子ども家庭支援課 砧総合支所子ども家庭支援課 烏山総合支所子ども家庭支援課			
②所属長の役職名	世田谷総合支所子ども家庭支援課長 北沢総合支所子ども家庭支援課長 玉川総合支所子ども家庭支援課長 砧総合支所子ども家庭支援課長 品総合支所子ども家庭支援課長 烏山総合支所子ども家庭支援課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	区政情報課			
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	世田谷総合支所子ども家庭支援課 北沢総合支所子ども家庭支援課 玉川総合支所子ども家庭支援課 砧総合支所子ども家庭支援課 烏山総合支所子ども家庭支援課			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢>				
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点				
2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満				
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点				

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか

発生なし] く

<選択肢> 1) 発生あり

2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

11						
1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 載されている。	項目評価	_	重点項目記	平価書又は全攻	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシス・	テムを通し	た入手を除	<.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されている。	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい。	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい。	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されている。	
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供	を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい。	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい。	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい。	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部	監査
9. 従業者に対する教育・原	各発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) ナ分に行っている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I -5-① 部署	世田谷総合支所生活支援課 北沢総合支所生活支援課 玉川総合支所生活支援課 砧総合支所生活支援課 烏山総合支所生活支援課	世田谷総合支所子ども家庭支援課 北沢総合支所子ども家庭支援課 玉川総合支所子ども家庭支援課 砧総合支所子ども家庭支援課 烏山総合支所子ども家庭支援課		
平成31年4月1日	I -5-②所属長の役職名 (旧:所属長)	世田谷総合支所生活支援課長 三浦 与英北沢総合支所生活支援課長 小林 清美玉川総合支所生活支援課長 藤原 彰子 砧総合支所生活支援課長 箕田 裕子烏山総合支所生活支援課長 三羽 忠嗣	世田谷総合支所子ども家庭支援課長 北沢総合支所子ども家庭支援課長 玉川総合支所子ども家庭支援課長 砧総合支所子ども家庭支援課長 烏山総合支所子ども家庭支援課長		
平成31年4月1日	1の取扱しに関する問合わせ	世田谷総合支所生活支援課 北沢総合支所生活支援課 玉川総合支所生活支援課 砧総合支所生活支援課 烏山総合支所生活支援課	世田谷総合支所子ども家庭支援課 北沢総合支所子ども家庭支援課 玉川総合支所子ども家庭支援課 砧総合支所子ども家庭支援課 烏山総合支所子ども家庭支援課		
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	(追加)	様式変更により項目追加		
令和4年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の16、19、26、 30、56の2、57、87、116の項	番号法第19条第8号 別表第二の16、19、26、 30、56の2、57、66、87、116の項		
令和5年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の16、19、26、 30、56の2、57、66、87、116の項	番号法第19条第8号 別表第二の16、26、30、 56の2、57、66、87、106、116の項		